

明治四十一年法律第五十七号

北海道国有未開地処分法

- 第一条** 北海道国有未開地ノ処分ハ本法ニ依リ北
海道厅長官之ヲ行フ
- 第二条** 土地ノ売払ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定
ノ期間内ニ其ノ土地ニ闊スル事業ヲ成功スヘキ
者又ハ素地ノ儘使用セムトスル者ニ対シ之ヲ
行フ
- 第三条** 自ラ耕作ヲ為サムトル者ノ為土地ノ区
域ヲ限り特定地ヲ設置ス
- 第四条** 特定地ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ貸付
シ成功ノ後之ヲ付与ス
- 第五条** 公用又ハ公共ノ利益ト為ルヘキ事業ニ供
セムトスル土地ハ之ヲ付与シ又ハ有償若ハ無償
ニテ貸付スルコトヲ得
- 第六条** 素地ノ儘使用セムトスル土地ハ有償又ハ
無償ニテ貸付スルコトヲ得
- 第七条** 売払ヒ又ハ貸付スヘキ地積ノ制限並売払
及貸付ノ方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第八条** 民有地トノ交換ハ価額稍相均シキモノニ
非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス
- 第九条** 売払ヲ為ス土地ニ闊スル事業ノ成功期間
ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第十一条** 土地ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ
得ス
- 第十二条** 一 無償貸付 十年
二 有償貸付 十五年
- 第十三条** 前二条ノ期間ハ植樹又ハ泥炭地ノ使用ニ
限り特ニ二十年迄之ヲ延長スルコトヲ得
- 第十四条** 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ
予定ノ期間内ニ事業ヲ成功スルコト能ハサル者
ニ対シテハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
- 第十五条** 前項ノ延長期間ハ通常予定期間ノ半ヲ超ユ
ルコトヲ得ス
- 第十六条** 土地ノ貸付ヲ受ケタル者ノ権利ハ之ヲ
譲渡スコトヲ得ス但シ行政手続ノ許可ヲ受ケタル
トキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十七条** 前項ノ規定ニ違反シタル者ニ対シテハ其ノ貸
付处分ヲ取消スコトヲ得
- 第十八条** 売払又ハ貸付ヲ受ケタル者ノ権利ヲ取
得シタル者ハ本法ニ依ル前者ノ権利義務ヲ承
継ス
- 第十九条** 土地ノ売払又ハ付与ヲ受ケタル者六月
以内ニ其ノ原因ニ依リ登記ヲ請フトキ又ハ土地
台帳ニ登録スルトキハ其ノ登録税ヲ免除ス
- 第二十条** 前項ノ登記ノ申請ヲ為ス者ハ本法ニ依リ处分
セラレタル土地タルコトヲ申請情報ノ内容トス
ルコトヲ要ス
- 第二十一条** 拓殖上又ハ土地整理上必要アル場合
ニ於テハ既ニ開墾セラレタル部分ヲ含ム土地ト
雖本法ニ依リ处分スルコトヲ得
- 第二十二条** 売払、貸付又ハ付与ノ処分ノ取消ア
リタルトキハ其ノ土地ニ付登記シタル所有權以
外ノ權利ハ消滅ス

- 第二十三条** 売払ヒ又ハ付与シタル土地ノ返還ヲ
払代金ハ之ヲ還付セス
- 第二十四条** 第四条又ハ第五条ニ依リ無償ニテ貸付セ
ルサル事故ニ因ルモノヲ除クノ外貸付又ハ付与
ノ処分ヲ取消スヘシ但シ借地ハ之ヲ還付セス
- 第二十五条** 第四条又ハ第五条ニ依リ無償ニテ貸付シタ
ル土地ニシテ一年以内ニ事業ニ着手セス又ハ
セス又ハ予定ノ目的ニ使用セサルトキ
- 第二十六条** 貸付地ニシテ公用又ハ公共ノ利益ト為
ルヘキ事業ニ供スル為必要アルモノハ之ヲ返還
セシムルコトヲ得
- 第二十七条** 前項ノ場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物
其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ノ請求ニ因リ評
定ノ上移転料ヲ弁償シ又ハ評定価額ヲ以テ之ヲ
買収シ且土地ニ対シテ費シタル直接ノ費用ハ之
ヲ弁償ス但シ第三条第二項ニ依リ貸付シタル土
地ノ評定価額ノ土地ニ対シテ費シタル直接ノ
費用ヨリ多キトキハ其ノ価額ニ依リテ弁償ス
- 第二十八条** 前項ノ処分ニ要スル費用ハ返還地ノ使用ヲ為
スヘキ者ニ於テ之ヲ負担スヘシ
- 第二十九条** 自己ノ便宜ニ依リ貸付地ヲ返還シ又ハ
売払、貸付若ハ付与ノ処分ノ取消ヲ受ケタル場
合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物其ノ他ノ物
件アルトキハ所有者ニ於テ行政手続ノ指定スル期
間内ニ之ヲ除去スヘシ其ノ除去セラレサルモノ
ハ國ノ所有ニ帰ス
- 第三十条** 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因ル
ノ処分若ハ付与ノ処分ノ取消ヲ受ケタル場合ニ
於テ伐採シタル樹木アルトキハ其ノ相当代価ヲ
弁償セシム
- 第三十一条** 削除

- 第一条** この法律は、昭和三十七年十月一日から施行
する。
- 第二条** この法律による改正後の規定は、この附則に
特別の定めがある場合を除き、この法律の施行
前に生じた事項にも適用する。ただし、この法
律による改正前の規定によつて生じた効力を妨
げない。
- 第三条** この法律の施行の際現に係属している訴訟に
ついては、当該訴訟提起することができない旨
を定めるこの法律による改正後の規定にかか
わらず、なお従前の例による。
- 第四条** この法律の施行の際現に係属している訴訟の
管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨
のこの法律による改正後の規定にかかわらず、
なお従前の例による。
- 第五条** この法律の施行の際現にこの法律による改正
前の規定による出訴期間が進行している処分又
は裁決に關する訴訟の出訴期間については、な
お従前の例による。ただし、この法律による改
正後の規定による出訴期間がこの法律による改
正前の規定による出訴期間より短い場合に限
る。
- 第六条** この法律の施行前にされた処分又は裁決に關
する当事者訴訟で、この法律による改正により
出訴期間が定められることとなつたものについ
ての出訴期間は、この法律の施行の日から起算
する。
- 第七条** この法律の施行の際現に係属している処分又
は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関
係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律に
よる改正後の規定にかかわらず、なお従前の例
による。ただし、裁判所は原告の申立てによ
り、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変
更することを許すことができる。

- 第一条** 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第
八条後段及び第二十一条第二項から第五項ま
での規定を準用する。
- 第二条** この法律は、新不動産登記法の施行の日
から施行する。
- 第三条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム
附則（昭和二十二年三月三日法律第一
九号）抄
- 第一条** この法律は、昭和二十二年四月一日か
ら、これを施行する。
- 第二条** 附則（昭和三七年五月一六日法律第一
四〇号）抄
- 第一条** この法律は、昭和三十七年十月一日から施行
する。
- 第二条** 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム
附則（平成一六年六月一八日法律第一
二十四号）抄
- 第一条** この法律は、新不動産登記法の施行の日
から施行する。